***第６章　保護に係る諸手続き***

　重要文化財　旧三井家下鴨別邸の保存・活用にあたり、文化財保護法に規定される主な手続きについて示す。また、本計画の改正に係る手続きについて示す。

　なお指定管理者は、全ての案件について、京都市への報告の義務を有する。報告の上、手続きを検討する。

　手続きに要する書類(申請書、届出書等)は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課から文化庁に提出する。書類提出の要否が明確でない場合には、その都度、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、京都府教育庁指導部文化財保護課を通じて文化庁に確認する。

　旧三井家下鴨別邸においては、重要文化財（建造物）と重要文化財（建造物敷地指定）について手続きを要する。

１.重要文化財(建造物)

（１）き損届

　重要文化財がき損した場合、所有者は、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。(文化財保護法第33条)

【修理届に記載すべき事項】

1～4.『き損届』に同じ

5.修理を必要とする理由

6.修理の内容及び方法

7.修理の着手及び終了の予定時期

8.修理施工者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・

　事務所所在地

9.その他参考になるべき事項

<添付書類>

・設計仕様書

・修理をしようとする箇所の写真又は見取図

【き損届に記載すべき事項】

1.重要文化財の名称及び員数

2.指定年月日及び指定書の記号番号

3.重要文化財の指定書記載の所在地

4.所有者の名称及び住所

5.き損の事実の生じた日時及び場所

6.き損の事実の生じた当時における管理の状況

7.き損の原因並びにき損の箇所及び程度

8.き損の事実を知った日

9.き損の事実を知った後に執られた措置、

　その他参考になるべき事項

　<添付書類>

・写真又は見取図その他き損の状態を示す書類等

・修理をしようとする箇所の写真又は見取図

（２） 修理届

　重要文化財を修理しようとするときは、所有者は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。(文化財保護法第43条の2)

　修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告しなければならない。(国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条)

　修理届を必要としない行為は以下の通り

・文化庁から補助金の交付を受けて行う修理

・文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理

・文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理

　き損届及び修理届の提出を必要としない「軽微な修繕」に含まれる行為については、「第2章保存管理計画3.管理計画( 2 )管理方法ウ.軽微な修理」を参照する。

(３)現状変更許可申請

【現状変更許可申請に記載すべき事項】

1．重要文化財の名称及び員数

2．指定年月日及び指定書の記号番号

3. 重要文化財の指定書記載の所在地

4．所有者の名称及び住所

5．現状変更許可申請者の氏名・住所又は名称・

　 代表者氏名・事務所所在地

6．現状変更を必要とする理由

7．現状変更の内容及び実施の方法

B．現状変更の着手及び終了の予定時期

9．現状変更に係る工事その他の行為の施行者の

　氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地

10．その他参考になるべき事項

<添付書類>

・現状変更の設計仕様書及び設計図

・現状変更をしようとする箇所の写真文は見取図

・現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料

　があるときは、その資料

※保存に影響を及ぼす行為の許可申請の場合には、上記の「現状変更」を「保存に影響を及ぼす行為」に置き換える。

　重要文化財(建造物)の現状を変更しようとする場合は、事前に申請書を提出して文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第43条第1項)。

　文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

　現状変更の許可を要さない行為は以下の通り

・維持の措置

　重要文化財指定時の状況に復するための修理で、同種、同材、同仕様によるもの。ただし、前述(2) の修理届を提出しなければならない。

・非常災害のために必要な応急処置シートや合板等による破損箇所の養生

　予想される災害に対する応急的な予防処置など。ただし、処置後には、速やかにき損届の提出や文化庁に事務連絡を行う。

(４) 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

　重要文化財(建造物)の現状に変更を加えるものでない場合においても、その行為によっては災害やき損のおそれが生じたり、構造耐力を弱めたりする等、重要文化財(建造物)の保存に影響を及ぼすおそれがある行為をしようとするときは、事前に申請書を提出して文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第43条第1項)。文化庁長官は、保存に影響を及ぼす行為を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

保存に影響を及ぼす行為の許可を要さない行為は以下の通り

・保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合

　例えば、設備の保守点検のために重要文化財(建造物)の内外に仮設物を設置し、それが一時的なもので、重要文化財(建造物)と接触する部分が十分に養生されている場合。また、躯体に新たな貫通を要しない範囲で、建築設備の機器更新がなされる場合など。軽微かどうかの判断が明確でない場合には、その都度、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課から文化庁に確認する。

２.重要文化財（建造物敷地指定）

【現状変更許可申請に記載すべき事項】

1．重要文化財の名称及び員数

2．指定年月日及び指定書の記号番号

3. 重要文化財の指定書記載の所在地

4．所有者の名称及び住所

5．現状変更許可申請者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地

6．現状変更を必要とする理由

7．現状変更の内容及び実施の方法

B．現状変更の着手及び終了の予定時期

9．現状変更に係る工事その他の行為の施行者の

　氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地

10．その他参考になるべき事項

<添付書類>

・現状変更の設計仕様書及び設計図

・現状変更をしようとする箇所の写真文は見取図

・現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料

　があるときは、その資料

※保存に影響を及ぼす行為の許可申請の場合には、上記の「現状変更」を「保存に影響を及ぼす行為」に置き換える。

　重要文化財（建造物敷地指定）の敷地の現状を変更しようとする場合は、事前に申請書を提出して京都市教育委員会の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条第1項）。

　現状変更の許可を要さない行為は以下の通り

・非常災害のために必要な応急処置シートや合板等による破損箇所の養生

　予想される災害に対する応急的な予防処置など。ただし、処置後には、速やかにき損届の提出や文化庁に事務連絡を行う。

　現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）は、京都市教育委員会が行う（文化財保護法184条第2項）。

　建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等の許可及びその取り消し並びに停止命令については、京都市教育委員会が行うものとする。（文化財保護法施行令第5条第3項イ）

３. 本計画の改正

　本計画の内容を変更するときには、変更の内容について京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保存課及び京都府教育庁指導部文化財保護諜及び文化庁と事前に協議し、合意を形成した上で、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保存課及び京都府教育庁指導部文化財保護課を経由して文化庁へ提出する。